

議員提出議案第4号

「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年3月20日 提出

守谷市議会

議長 松丸修久様

提出者 文教福祉常任委員会  
委員長 高橋典久

平成 年 月 日 原案 決

## 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書

手話とは、言葉を音声だけでなく手や指、顔、体などの動きや表情を使って視覚的に表現するものであり、「音声が聞こえない」、「音声で話すことができない」など、聞こえる人たちの音声言語と同様に、ろう者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語である。

平成18年12月に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」第2条には「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知されてきている。政府も「障害者の権利に関する条約」批准にむけて国内法の整備を進めていることは周知のことである。さらに平成23年に改正された「障害者基本法」第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定義され、手話は言語に含まれていることが明記されている。また、同法第22条には、国や地方公共団体に対して障害者の意思疎通のための情報確保施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、日常生活、就労、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、手話を必要とする人が自由に社会に参加できる環境整備に係る法律の制定が必要である。

よって、国会及び政府においては、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を制定するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

茨城県守谷市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣官房長官

## 提案理由（議員提出議案第4号）

提案の理由を申し上げます。

手話は、言葉を音声だけでなく手や指、顔、体などの動きや表情を使って視覚的に表現するものであり、「音声が聞こえない」、「音声で話すことができない」など、聞こえる人たちの音声言語と同様に、ろう者にとって大切な情報獲得とコミュニケーションの手段であり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語あります。

「障害者の権利に関する条約」において手話が言語として国際的に認知されてきております。政府も国内法の整備を進め、平成23年に改正された「障害者基本法」においては、国や地方公共団体に対して障害者の意思疎通のための情報確保施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、日常生活、就労、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、手話を必要とする人が自由に社会に参加できる環境整備に係る法律の制定が必要となってきております。

よって、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」の制定を、国に要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。